# 第6章

# ブラジルにおける国家と キリスト教系宗教集団の関係

――福音派の台頭と政治化する社会問題――

近田 亮平

### はじめに

ブラジルは軍政から民政へ移行した1980年代以降、民主主義が定着傾向にある。また、市民社会組織の一形態である宗教集団(\*)に関して、キリスト教のカトリック教会(\*)は、ブラジルが帝政期(1815~1889年)(\*3)には国教であり、国家と重複する存在であった。ブラジルが共和国となり政教分離を実現した後も、1970年時点で国民の91.8%がカトリック教徒であった(Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística: IBGE)。しかし、軍政期(1961~1985年)には信者だけでなく神父も含む教会関係者が迫害や人権侵害にあったため、カトリック教会内部で進歩派と呼ばれる反軍政派の勢力が優勢となった。そして、軍政後期の民主化プロセスにおいて人権擁護や貧者救済という大義名分のもと、カトリック教会はおもに都市部の草の根レベルで実際には反軍政や民主化の活動拠点(4)となり、国家と社会に強い影響力をもった。

しかし、近年のカトリック教会は信者数の減少だけでなく、民主主義の定着などにより人権擁護の草の根活動も停滞し、国家とのかかわりや社会での勢力を後退させている(Burdick and Hewitt 2000)。一方、キリスト教の新興プロテスタントである福音派(Evangélico)(5)は、信者だけでなく国会議員の

数が増加しており、ブラジルにおいて国家と社会に及ぼす影響力を増している(DIAP 各年版)。このような変化のなか、ブラジルでは最近「人工妊娠中絶」(以下、中絶)や性的マイノリティである「LGBT」<sup>60</sup>をめぐる問題が政治的に争点化してきている。これらは「人間の再生産」や「家族のあり方」といった価値観などと関連しているため、政治家や関連する NGO だけでなく宗教集団も、これらの問題に関する自らの利益がそうような主張を行うようになっている(Hartch 2014)。

このような状況をふまえ本章では、ブラジルにおける国家とキリスト教系宗教集団の関係が近年どのようになっているか、を究明する。近年のブラジルで政治的に争点化する中絶と LGBT というふたつの問題に焦点を当て、国家とキリスト教系宗教集団の関係の態様を明らかにすることを目的とする。その際、国家レベルの代表制民主主義の政治的な利害アリーナである国会に注目し、そこでの福音派の議員たちの政治的行為をおもな分析対象とする。ただし、別レベルのアリーナでは異なる自己利益の反映のさせ方もあると考えるため、草の根レベルにおける関係にも着目する。

本章の構成は、第1節において、近年におけるブラジルの政治と宗教をめぐる変化、および、国家と宗教との関係に関する先行研究をまとめ、それらをもとに本章の問題意識と分析アプローチを提示する。第2節で中絶、第3節でLGBTに関して、国会でおもに福音派信者の議員が行った政治的行為を取り上げる。第4節において、宗教集団による国会での議員団と議員の代表性に加え、草の根レベルでの活動を考慮に入れ、最後に国家と宗教集団の関係性について考察する。

# 第1節 ブラジルの政治と宗教をめぐる変化

### 1. 民主主義の定着

ブラジルでは1964年から21年間続いた軍政期に民主主義が後退した。しかし、1980年代前半に軍政自らによる政治的な自由化、および、国民による全国規模の民主化運動を経て、1985年に軍政が終了し、多くの国民が起草に参加した新憲法が1988年に制定された。1989年には1960年以来となる直接大統領選挙が実施され、1992年に汚職による大統領での弾劾裁判が開始された際には、大統領の辞任要求や反汚職の抗議デモが全国で展開された。2003年には42年ぶりに国民の直接選挙で選ばれた大統領同士による民主的な政権交代が実現した。このように1980年代以降のブラジルは、大統領の直接選挙をはじめ制度面においても、また、全国規模の民主化や反汚職デモが実施されるなど国民の意識の面においても、民主主義が定着してきたといえる。

また1990年以降,より広範な市民が政治に直接的に参加する試みが推進されている。左派的な労働者党 (Partido dos Trabalhadores: PT) の勢力拡大とともに、国家・政府が市民社会組織と協働で政策を策定・実施する参加型の行政スタイルが普及するようになった。とくに2003年、労働者党の政権が誕生すると参加型行政の仕組みが多く導入され、議会をはじめとする代表制民主主義と並存するかたちで、直接的な参加型の民主主義が定着していった。多様な形態の参加型行政が各地の地域性を考慮に入れながら実施され、宗教集団を含む市民社会組織の代表者も参画している (Hochstetler 2008; 近田 2014)。

ブラジルでは2013年に汚職等を批判する全国規模の抗議デモが発生し、その後も同様の抗議デモが数回実施されるなど、政治腐敗は根深い問題として存在する。しかし、政治に関する制度や国民の意識において、間接的な代表制だけでなく直接的な参加型の民主主義が根付いてきたといえる。

#### 2. ブラジルにおけるキリスト教の変化

ポルトガルの植民地だったブラジルは、1889年に共和国宣言を行うまでキリスト教のローマ・カトリックが国教であった。現在では政教分離とともに憲法で信教の自由が認められ、多種多様な宗教が存在するが、依然カトリック教徒が最も多く、世界で最大の信者数を有している。ただし近年では、国内の宗教信者の構図に変化がみられている。カトリック教徒の数が頭打ちになっている一方、新興の福音派と伝統的な宗派を含む全プロテスタントの信者数の伸びが顕著であり、無宗教者の数も増加傾向にある(IBGE)(図6-1)。

また、信者の割合に関してもカトリックは、1994年8月の75%から2013年6月には全人口の半分強となる57%へ減少した。その一方、全プロテスタントの割合は増加の一途をたどっており、2013年の調査ではプロテスタント系

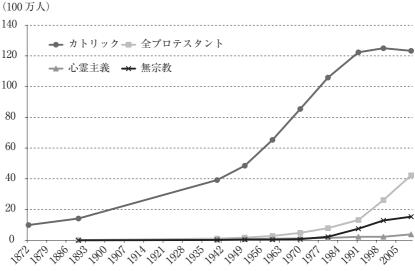


図6-1 ブラジルにおける宗教信者人口の推移 (1872~2010年)

(出所) IBGE のデータを基に筆者作成。

(注) 「プロテスタント」の原語は「Evangélica」,「心霊主義」は「Espírita」。

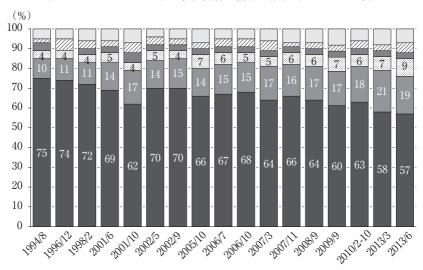


図6-2 ブラジルにおける宗教信者の割合の推移(1994~2013年)

- ■カトリック ■新興プロテスタント:福音派 □プロテスタント:非福音派
- 心霊主義 □ その他の宗教 □ 無宗教

(出所) Datafolha (2013) を基に筆者作成。

全体で28%と全人口の3割弱に達した。とくに新興プロテスタントである福音派の増加が顕著であり、1994年8月に10%だった割合が2013年3月に21%まで拡大した(Datafolha 2013)(図6-2)。

政治的な傾向、および、中絶と同性婚に関して、信者がどのような見解をもっているかをまとめる(表6-1)。政治的な傾向に関して、選挙にかかわる教会リーダーの意見を選挙時に考慮するか否かという質問に対し「はい」と答えた割合が福音派で最も高かった。宗教関係のリーダーは選挙に出馬すべきか否かという問いについても、肯定的な回答が福音派で、否定的な回答がカトリックで最も多かった。世論調査では宗教集団と政治に関する質問がさらにいくつか行われたが、いずれも福音派が最も高い政治的傾向を示す結果となっている。

中絶に関して、妊娠を中絶する女性への罰則の替否について、福音派の否

表6-1	政治的活動と争点化する問題への信者の見解	(2013年6月時点)
		(%)

							(%)
回 答		カトリック	プロテス タント 福音派	プロテス タント 非福音派	精霊 信仰	その他の宗教	無宗教
選挙	はい	11	21	14	12	8	_
	いいえ	89	79	86	88	92	_
	すべき	25	43	40	26	35	37
立候補	すべきでない	69	52	56	67	65	59
	わからない	6	5	4	7	0	4
	容認	22	16	23	42	47	32
人工中絶	反対	65	72	65	40	45	53
八上午祀	わからない・ 回答拒否	13	12	12	18	9	15
	容認	44	21	18	65	69	53
同性婚	反対	36	63	68	21	14	31
円任婚	中立	17	13	11	13	11	15
	わからない	2	2	2	1	6	1

(出所) Datafolha (2013) を基に筆者作成。

定的な回答が突出しているが、カトリックと非福音派でも反対意見の割合が高い。同性婚の合法化への賛否については、非福音派と福音派は否定的な回答が顕著であり、カトリックはそれに比べ寛容であるが、他の宗教や無宗教より否定的な結果となっている。中絶と同性婚に関して、キリスト教宗派で保守的な見解が示され、それが福音派で顕著な傾向となっている。

本章では、このように政治志向がより強く、中絶とLGBTに直結する同性婚への拒否反応が顕著である福音派をおもな対象として、近年における国家との関係について追究する。

<sup>(</sup>注) 「選挙」とは「教会と関係する政治家の選挙キャンペーンを行う教会のリーダーの意見を、選挙の時期にあなたは考慮に入れがちか?」、「立候補」とは「あなたの意見では、宗教関係のリーダーは政治的職務に立候補すべきと思うか?」という質問に対する回答。「人工中絶」は、「あなたの意見では、妊娠を中絶する女性は収監されるべきか否か?」(回答の「収監されるべき」が人工中絶に「反対」、「収監されるべきではない」が「容認」)という質問に対する回答。「同性婚」は、「あなたは同性婚の合法化に賛成か反対か?」という質問に対する回答。

#### 3. 国家とキリスト教に関する先行研究

ブラジルの国家とキリスト教に関する先行研究は、政教が分離し同国が世俗国家となった20世紀以降、とくに軍政期からの変容を対象とする研究が多い。たとえば Hartch(2014)は、ブラジルを含むラテンアメリカで500年以上の歴史をもつキリスト教について、世俗的な草の根活動や新たな運動、福音派の増加と独自の布教活動、貧困や被抑圧者の救済活動、国・地域内外での普及という点から、その態様について論じている。そのため、さまざまな時期における国家との関係性を対象とする研究があるが、近年を期間的な対象として政治的に争点化する問題に焦点を当てる本章との関連から、先行研究の論旨を以下の三つに大別することができる。

#### (1) 軍政国家と対峙するカトリック教会

ひとつは、民主化における宗教集団の役割に注目し、民主化のための草の 根的な活動の拠点として、軍政という国家と対峙したカトリック教会を取り 上げたものである。

教会の思想や植民地期からの国家との関係を追究したロマーノ (Romano 1979) は、軍政期の教会に関して、総本山であるバチカンに忠実な保守派と、ラテンアメリカ発祥で貧者救済を追求する「解放の神学」重視の進歩派による勢力構造に注目する。そして、国家との関係性に影響を与えた教会内部の構造的変化について、進歩派による草の根的な活動を評価しつつも、研究の発表時期が民主化の進展前ということもあり、階層的な保守派の権力の強さを強調している。ベリイマン (1985) は、ブラジルだけでなくラテンアメリカ諸国における「解放の神学」の影響を受けた草の根的な教会を研究し、それらは数量的に少ないが民主化をはじめ現地での政治社会的な重要性は大きいと結論づける。そして、民主化が進展した当時の時代背景をもとに、草の根的な教会の将来的な役割を楽観的に観測している。三田 (1991) は、軍政

期にカトリック教会が国民の利益を代表できる唯一の全国的な政治圧力集団だったことの重要性を論じる。その一方、人権が保障されるようになった民政移管後、教会は国家や社会に対して政治的に介入する大義名分を失い、草の根的な活動が減退していったと指摘している。

(2) 国家とのかかわりを減退させるカトリック教会と台頭する福音派教会 次は、カトリック教会が勢力および国家とのかかわりを減退させる一方、 キリスト教の新興プロテスタントである福音派の台頭に注目する研究である。 ラテンアメリカの宗教と政治変動の関係を研究した乗(1998)は、ブラジ ルの軍政期における草の根的なカトリック教会と、民主化のなかで誕生した 左派政党の労働者党の結びつきに着目する。そして、教会の保守派と既存の 政治エリートがその結びつきを危険視し、教会と政治エリート双方の保守派 が政治的に協力したことが、教会の進歩的な活動の衰退につながったと分析 している。20世紀後半から増加した福音派に関しては、経済的に停滞したラ テンアメリカで下層民衆の宗教として、周辺資本主義の周辺部を支える役割 を果たしていると指摘する。 ブルディックとハウィット (Burdick and Hewitt 2000) はカトリック教会の勢力後退について、民主化プロセスで軍政国家に 対峙することで中心的な勢力となった進歩派が、その後の「解放の神学」に 根差した草の根活動に関して、確固たるビジョンをもっていなかったと指摘 する。つまり自身たちの活動が、保守的で階層的な組織であるカトリック教 会の変革なのか、または多くの問題を抱える社会で苦しむ貧者の救済をめざ すのかが曖昧だったことが、教会の草の根的な活動を停滞させるひとつの要 因になったと説明する。台頭する福音派教会についてシナー(Sinner 2012) は、ブラジルで定着傾向にある民主主義や市民権との関連から、カトリック 教会とルター派などの伝統的なプロテスタントとの比較を行っている。そし て、福音派は貧困層を中心に信者数を拡大しており、選挙で選出された議員 を通じた政治への影響,市民権を権利ではなく義務ととらえる傾向,モラル 問題の順守などが強い一方、民主主義への支持、市民社会との協力、世界で

の普遍的な布教などが弱い点を特徴として挙げている。

草の根的なカトリック教会は、民主主義の定着とともに活動や数量自体が減退傾向にある。ただし、草の根的な教会は民主化の拠点という意義は失ったものの、貧者救済などの観点からさまざまな活動を行っている。たとえば舛方(2009)は、海外からブラジルに来る難民の保護活動に教会がNGOを介して従事している事例を取り上げている。近田(2014)は、都市周辺部の教会が貧困層の住宅運動の活動や社会運動リーダーの生計を支援している点を指摘している。

#### (3) 中絶と LGBT とのかかわり

最後は、本章が取り上げる中絶とLGBTという社会問題をめぐる、宗教 および国家が策定・実施する政策などに関する研究である。

中絶に関して、容認派およびカトリック教会をはじめとする反対派を比較 したソウザ(Souza 2009) は、実際には違法な中絶が多く行われ、それによ り多くの女性が死亡している一方、長い歴史とともに国民や社会にカトリッ ク教会の倫理が根差している現実が、ブラジルに存在する点を強調する。ブ ラジルでは中絶をめぐる見解が常に分極化するため、教育や予防医療分野で の公共政策による違法中絶への介入を提案している。おもにフェミニズムや 人権という観点から中絶や同性愛について研究したピタンガイ(Pitanguv 2011) は、同性婚など後者に関してはある程度の前進がみられるが、中絶に 関してブラジルの状況は後進的だと述べる。その理由として、国家が福音派 教会などの宗教集団からの要求を優先させるため、関連する法律に影響を来 たしている点を、活動家などへのインタビューをもとに指摘している。 LGBT に関してメロら (Mello et al. 2012) は、連邦政府の四つの具体的な関 連政策を事例として取り上げ、LGBT をめぐる公共政策の形成について追究 している。行政や市民社会の関係者へのインタビュー調査から、緒についた ばかりである LGBT 分野の公共政策には、根強い同性愛嫌悪や実務・財政 面などの問題が残されているとする。ただし、それらの問題は中長期的に改

善可能である一方、原理主義的な宗教による国家への介入が懸念されるとの 結論を述べている。

しかし、ブラジルで中絶やLGBTが政治的に争点化したのが最近であることもあり、これらの問題をめぐり宗教集団が実際にどのような政治的な行為を行っているかを、実証的に分析した研究はほとんど行われていない。本章は、国会における福音派をはじめとするキリスト教系議員の政治的な行為とともに、先行研究が指摘するようなカトリック教会の草の根的な活動にも注目し、ブラジルにおける現在の国家と宗教集団の関係性を明らかにする。このような着眼点は先行研究にはみられず、本章の最後において結論や知見の提示を試みる。

### 4. 本章の問題意識と分析アプローチ

#### (1) 本章の問題意識

ブラジルにおける民主主義の定着、カトリック教の変化、先行研究レビューをふまえ、本章では、ブラジルにおける国家とキリスト教系宗教集団の関係が近年どのようになっているか、という問いを設定する。近年のブラジルにおいて、宗教的な価値観や教えと関連の強い「人間の再生産」や「家族のあり方」をめぐり、政治的に争点化する「中絶」と「LGBT」というふたつの問題に焦点を当て、その態様を明らかにする。仮説的な見解として、近年のブラジルで中絶とLGBTの問題が表面化したことで、市民社会組織であるキリスト教系の宗教集団が、民主主義の定着により一時は関係性を希薄にしていた国家に対し、宗教的な価値観や教えに基づく自らの利益を政治や社会に反映させるような関係を構築しているのではないか、と考える。その際、国家レベルの社会的規範を主題化するのは代表制民主主義では国会であるため、そこにおいて宗教集団の代表が自身らの価値観に基づく利益を反映させようとしている、と考えられる。

本章では、国会における福音派の議員たちの政治行為を分析し、所属する

宗教集団に対してそれらの議員たちが代表性を備えている,または代表性が高い点を指摘し、国家と宗教集団との関係性を明らかにしようとする。序章で指摘したように、このような着眼点、つまり、代表制民主主義の政治過程のなかでの市民社会組織による利益表出という点は、国家と市民社会組織の関係性をめぐる研究課題のひとつである。したがって、代表制民主主義の国家レベルの制度である国会を舞台に、宗教集団の代表がどのような政治行為を行っているかに着目する本章は、この点に研究意義を有していよう。

ただし、宗教集団の活動は、草の根レベルにおける民主化だけでなく、多様である点が先行研究により指摘されており、別レベルの政治的な利害アリーナでは異なると考える。そのため本章では、国家レベルである国会における関係をおもな対象として、草の根レベルにおける関係にも着目する。

なお序章で説明されているように、市民社会組織について、国家や市場からの自立性、自発性、集団利益などを基盤とした結社である点は共有されているが、研究の分野や見方、ラテンアメリカの地域性との関連などから定義は必ずしも一様ではない。ただし、本章が着目する宗教集団、とくにカトリック教会をはじめとするキリスト教団体は(e.g., Cohen and Arato 1992, 144)、20世紀後半に民主化した諸国地域や(e.g., Linz and Stepan 1996, 7-8)、ブラジルの文脈(e.g., Hochstetler 2008, 38-40)などの多くの研究で、民主化をはじめ国家との政治的なかかわりを強くもった市民社会組織の一形態として認識されている。したがって、本章では市民社会組織に含まれる宗教集団を対象に、国家との近年の関係性を究明する。

## (2) 分析アプローチ

本章では、政治的に争点化する問題をめぐる宗教集団の行為を分析するに当たり、「影響の政治」(politics of influence)、および、実質的な(substantive) 代表性に基づくアプローチを適用する。

本章では、国家レベルの代表民主主義の政治的アリーナである国会において、キリスト教系宗教集団の代表者が自らの利益を国政に反映させ、自身の

宗教的な価値観や教えを社会に浸透させようとする行為を分析の対象とする。このような市民社会組織の政治的行為を分析するには、市民社会のアクターが自らの利益を政治社会へ反映させようとする「影響の政治」というアプローチが有用である。コーエンとアラート(Cohen and Arato 1992, 502, 526)によると「影響の政治」は、新たな解釈、アイデンティティ、規範を適応させるべく政治的言説の領域(universe)の変更を目的とする。「影響の政治」は、少なくとも原理的には公共圏、権利、代表制民主主義の制度が言説プロセスに開かれている近代市民社会に適した特有な媒体(medium)だとされる。この言説プロセスでは、社会的規範や政治的文化が広められ、主題化されるとともに、変更される可能性がある。つまり、宗教集団を含む市民社会の集団的アクターは、代表制民主主義の制度などに代表者を送り、そこでの言説プロセスに影響を与えることで、政治社会のアクターに規範を変えるような影響を与えることができると考えられる。

この「影響の政治」を本章のように代表制民主主義の制度である国会に適用する際、代表性をめぐる問題が生じる。特定の社会集団を実質的に代表しているかという問題に関してピトキン(Pitkin 1967)は、代表者が数量的な規模や独自の利益の点で、被代表者の特性や傾向を客観的に「反映する」(standing for)場合、「記述的代表」(descriptive representation)と称する。記述的代表では、代表者が被代表者の特性や傾向などの情報を政治に提供する機能が重視される。また、被代表者を単に反映するだけでなく、カリスマ的な代表者が被代表者との関係性を作り出す場合、「象徴的代表」(symbolic representation)ととらえられる。このような代表者には、被代表の集団の象徴となることが求められるため、リーダーシップのある指導者が理想とされる。さらに、「代行する」(acting for)代表者の行為に注目する見解もある。代表者はどのような代行をすべきかについては被代表者との関係からさまざまだが、情報提供を主とする受動的な「反映する」代表と異なり、「代行する」代表では代表者として実際に行為を行うことが重視される。そして、記述的代表や象徴的代表であったり、その程度が高かったりする場合、さらにより

活発に代行している場合, 代表者は被代表の集団をより実質的に代表している, またはその実質的な代表性が高いと考えられる(山岡 2006, 22-23; Collier and Handlin 2009, 14-16)。

本章では具体的に、国会におけるおもに福音派教徒の議員団や議員のデータ、および、中絶とLGBTをめぐり提出した法案や政治的行為について、「影響の政治」と実質的な代表性のアプローチに基づき分析する。さらに、これらの問題について宗教関係者へ行ったインタビュー調査をもとに、キリスト教系宗教集団の草の根レベルの活動にも注目する。

# 第2節 中絶をめぐる国家とキリスト教系宗教集団

1889年に帝政から共和政に移行したブラジルは、1891年に公布した共和国として初となる憲法でカトリック教会と国家の政教分離を宣言した。しかし、中絶を認めないカトリック教会の考え方は社会に浸透しており、中絶は「犯罪」だとの認識から禁じられていた。ただし、1940年に制定された刑法典(Código Penal)により、妊婦の生命が危機にさらされている場合、および、妊娠が強姦による結果である場合にかぎり、人工的な中絶が認められるようになった(Souza 2009, 4-6)。その後、半世紀以上にわたりブラジルで中絶をめぐる法的な変化はみられなかった。しかし、本節で取り上げるように2012年、胎児が無脳症(anencephaly)である場合が、中絶を認める第3のケースとして加えられた。

中絶が政治的な争点として注目されるようになったのは、2010年の大統領 選挙以降である。同選挙はブラジル史上初めて、ルセフ(Dilma Rousseff)大 統領(当時は候補)を含む 2 人の有力な女性候補<sup>(8)</sup>が争っていたこともあり、 選挙戦で中絶に関する質問が候補者になされ、 投票行動に影響を与えること になった (近田 2010)。中絶は「人間の再生産」はもちろんであるが、 妊娠 する女性の権利を考慮した出産数など「家族のあり方」にかかわる問題であ

り、宗教的な価値観や教えとも深くかかわっている。そのため、その後の選挙でも支持基盤であるキリスト教の団体や信者との関連から、中絶はブラジルで重要な争点のひとつとなっている。

本節では中絶をめぐり、福音派信者の国会議員が実際にどのような法案などを提出し、政治的な行為を行っているのかを明らかにする。その際、近年のブラジルで大きな論争を惹起した無脳症胎児の中絶、および、避妊ピル規制法案を事例として取り上げる。

#### 1. 無脳症児の人工中絶合法化

2012年4月,ブラジルの連邦最高裁判所(以下、最高裁)は、妊婦の胎児が無脳症である場合、中絶は犯罪に当たらないとする司法判断を下した<sup>(9)</sup>。この最高裁の判断に関連する法案などが、下院議会の法案検索サイトによると3件提出されており<sup>(10)</sup>、そのすべてが福音派議員団を中心とする議員によるものだった。

ひとつは同年 5 月 9 日,福音派議員団のフェリシアーノ牧師(Pastor Marco Feliciano)議員が提出した,無脳症胎児の中絶を容認する最高裁の司法判断の差し止めを求める法案である<sup>[1]</sup>。 5 月10日にも福音派議員団のルセナ(Roberto de Lucena)議員,および,2015年に同議員団の団長に選出されたカンポス(João Campos)議員が,福音派議員団ではない議員 1 名<sup>[2]</sup>とともに同様の法案を提出している<sup>[3]</sup>。またカンポス議員は 9 月 5 日,本件に関する最高裁の判断を不服として保健省に対し,ブラジルの中絶やその差別状況に関連する調査研究の情報を開示するよう請求を行った<sup>[4]</sup>。

無脳症胎児の中絶容認をめぐる福音派議員団の政治的な行為は、下院議会の公式なニュースで以下のように報じられている<sup>165</sup>。最高裁が上記の判断を下した2012年のみをみても、福音派議員団の上下院議員たちが8月30日、中絶、安楽死、個人消費のための麻薬所持を合法化するどのような試みも受け入れられないとの声明を発表した。11月20日には、福音派の議員たちが合法

的な中絶の拡大、個人消費のための麻薬所持の軽犯罪化、レイプ被害適用の 年齢引下げに対する懸念を表明した。11月29日にも福音派議員団は、中絶、 安楽死、麻薬に関する提案に対して批判を行っている。

ただし、ブラジルでは最高裁が違憲審査権を有しており、その司法判断は 立法府や行政府の法的行為より優先される。そのため、最高裁が容認という 司法判断を下した無脳症胎児の中絶は、同国で犯罪とされない合法的な3番 めの中絶ケースとして認められることとなった。

### 2. 避妊ピル規制法案

2013年2月、女性の避妊薬であるピルは人工的な生命の中絶であり犯罪であるとの認識から、罰則の強化や販売の禁止 いによりその利用を規制する法案 いが、13人の議員の連名で下院議会に提出された。13名のうち10名が福音派議員団であり、そのなかには前述のカンポス議員とルセナ議員、下院での審議法案の決定権をもつ下院議長を2015年2月から務めるクーニャ(Eduardo Cunha)議員が含まれている また下院議会の議員経歴サイトによると、その他3名のうちの1人はトン神父(Padre Ton)議員 で、大学で神学を専攻し政治家名に「神父」を付していることからもわかるようにカトリック教の信者である の残りの2人のうち、1人は大学で神学を学びキリスト教系の病院で勤務した経験があるが、もう一方の議員は宗教とはとくに関連のない経歴となっている の。

避妊ピル規制法案が提出された2013年において、下院議会の公式ニュースによると、妊娠の人工的な中絶をめぐり以下のような福音派議員団の政治的行為がみられた。8月1日、性的虐待の犠牲者への緊急かつ避妊を含む多様な措置を公的医療機関で講じる法律(12.845/13)をルセフ大統領が承認した際、下院人権マイノリティ委員会委員長のフェリシアーノ牧師議員は、同法律が中絶の合法化に道を開くとして次のように批判した。「大統領は福音派議員団、全国カトリック前線<sup>222</sup>、司教協議会との協約を破棄した。2010年、

大統領(当時は候補者として同年の選挙で大統領に当選)は、自身の政権では 中絶を認めないと発言していた。大統領は約束したすべての協約をゴミにし たのである。大統領は再選さればしない。われわれの支持は得られない。」<sup>23</sup>

また12月4日、女性の権利を擁護する活動家たちが、レイプされた女性には事後避妊ピル<sup>241</sup>を含む緊急の避妊措置を受ける権利があると主張し、レイプされた女性の血を表現すべく身体を赤く塗って抗議を行ったが、これは福音派議員団が中絶の観点から前述の法律(12.845/13)を批判したことに対する抗議であった。同日、フェリシアーノ牧師議員は委員長を務める下院人権マイノリティ委員会で、中絶を支持したのは女性1人で大多数は反対であり、これが世論を反映したものだと述べた。しかし同委員会の議論は、「命を守る司教区委員会」<sup>253</sup>の代表や、中絶に関する議員調査委員会の設置を申請している、前述のカンポス福音派議員団団長による演説などにより行われた。

避妊ピル規制法案は2015年10月,下院の「憲法と公正および市民権委員会」(Comissão de Constituição e Justiça e de Cidadania: CCJ) で承認され、本会議の審議へ回された。これに対して、避妊や妊娠の自己決定は女性の権利だと主張する団体などが反発し、ブラジル各地で同法案に反対する抗議デモが行われた。

# 第3節 LGBT をめぐる国家とキリスト教系宗教集団

ブラジルでは近年、性的マイノリティである LGBT をめぐる活動の活発 化やその社会問題化への注目が高まっている。1997年から毎年開催されているサンパウロ市での LGBT パレードの参加者は100万人を超え<sup>266</sup>、性的マイノリティの権利、宗教との関係、本項で取り上げる同性婚などに関するアピールが行われている。このような活動はおもに市民社会側のイニシアティブにより行われているが、そこには LGBT 支持層の獲得などを目的に政治家が参加することもある。2001年には、政府と市民社会組織の代表で構成さ

れる参加型行政の審議会が、LGBT に関しても国家レベルで設立されており<sup>図</sup>、政治的に看過できなくなった LGBT と国家(政府)の関係模索の動きがみられている。

近年の世界各国地域では、同性同士の結婚に関する議論や法整備に進展がみられるが、ブラジルも同様な状況にある。ただし、LGBT は「人間の再生産」や「家族のあり方」に大きな影響を与える問題であり、宗教的な価値観や教えに相反する場合が多いため、同性婚に反対する政治的な動きや、差別や同性愛嫌悪に基づく反発的な行為も顕著化してきている。本項ではLGBTをめぐり、福音派信者の国会議員が実際にどのような法案などを提出し、政治的な行為を行っているかを明らかにする。その際、近年のブラジルで賛否両論の議論を誘発した同性婚、および、「ゲイ治療」と「ゲイ・キット」(後述)を事例として取り上げる。

### 1. 同性婚

2011年5月,ブラジルの最高裁は,権利<sup>558</sup>や社会保障<sup>558</sup>が異性だけでなく同性同士の婚姻者にも認められるべきだとして,同性婚を認める司法判断を下した。この最高裁の判断に関連する法案などが,下院議会の法案検索サイトによると6件提出され<sup>550</sup>,そのすべてが福音派議員団の議員によるものだった。

ひとつは同年5月24日、レイス(Washington Reis)議員が提出した法案で、同性愛者など教会の信仰と合致しない人々に対して、教会が受容や儀式を拒否することを犯罪とみなさないよう求めたものである<sup>[31]</sup>。前述の福音派議員団の団長であるカンポス議員も5月25日、同性婚を認めた最高裁の判断の差し止めを求めた<sup>[32]</sup>。6月1日にはザシャロウ(Andre Zacharow)議員が、同性婚の是非を問う国民投票を実施するよう提案した<sup>[33]</sup>。前述のフェリシアーノ牧師議員も8月3日、同性婚者への社会保障の適用を求めた法案に関して、その影響を議論する公聴会の開催を要求した<sup>[34]</sup>。また同氏は10月27日<sup>[35]</sup>と11

月30日<sup>68</sup>,同性同士のユニットを家族として法的に認めるか否かについて、 国民投票を実施することを提案した。

最高裁が同性婚を認める判断を下した2011年において、同性婚をめぐる福音派議員団の政治的な行為を下院議会の公式ニュースは以下のように報じている。福音派議員団団長のカンポス議員は1月21日、精子提供による女性同性夫婦の妊娠や代理出産を求める男性同性夫婦の請求を認めた政府機関の決定を差し止めるよう要求した。福音派議員団は3月2日、同性婚者を所得税の被扶養者の対象に加えるとする財務大臣が下した法令に対して、それを無効とする法案の提出を決定した。6月1日、カンポス議員をはじめとする福音派の議員たちは下院副議長を訪問し、最高裁が認めた同性婚を無効とする法案を優先的に審議するよう要請した。福音派議員団は6月22日、ある地方の裁判所が同性婚を無効とした際<sup>50</sup>、その決定に対する支持を表明した。

なお、ブラジルにおける同性婚は最終的に2013年5月、最高裁の司法判断に従うかたちで法律が整備され認められるようになった<sup>(88)</sup>。

## 2.「ゲイ治療」と「ゲイ・キット」

ブラジルだけでなく世界の各地において、LGBT というセクシュアリティは "病気" であり、LGBT の人々も然るべき治療をすれば "治癒" し、異性 愛者になれるという差別的な考え方がみられ、ブラジルでは通称「ゲイ治療」(Cura Gay) と呼ばれている。「ゲイ治療」に関連する下院議会の状況を 把握すべく、下院議会の法案検索サイトにおいて、「年」を指定せずに「性 的オリエンテーション」(orientação sexual) で検索すると、2016年1月8日 時点で371件もの法案などが析出された。その一例として、性的オリエンテーションに心理学的用法を取り入れようとする法案<sup>559</sup>があり、2011年にカンポス議員により提出された。同法案は2013年、フェリシアーノ牧師議員が 委員長を務めていた下院人権マイノリティ委員会で承認された。同年6月に ブラジルでは、2014年に同国で開催予定だったサッカーW 杯などへの反対

をきっかけに、参加者が100万人に上る全国規模の抗議デモが発生したが、 その際に「ゲイ治療」法案も争点のひとつとなった。

一方, ブラジルでも LGBT の人々に対する差別的かつ暴力的な事件が発生しており, 同性愛嫌悪に基づく事件を犯罪と認めようとする法案が, 労働者党の議員から2006年に提出された<sup>600</sup>。その後, このような事件の発生を防止するとともに, LGBT への理解や知識を深め状況を改善することを目的に, ブラジルの教育省は通称「ゲイ・キット」(Kit Gay) と呼ばれる教材を配布し, 公立学校で LGBT に関する教育を推進する試みに着手した。しかし, LGBT に関して学校で教育を行うことに対しては賛否両論が起きた。下院議会の法案検索サイトにおいて,「年」を指定せずに「同性愛教育」(educação homossexual) で検索すると, 2016年1月8日時点で26件の法案などが析出された。反対派の一例としてカンポス議員は2011年, 教育省に対してゲイ・キットの作成と配布の基準について説明するよう要求している<sup>610</sup>。

ゲイ・キットをめぐる議論が活発化した2011年において、福音派議員団の政治的な行為を下院議会の公式ニュースは以下のように報じている。福音派議員団はゲイ・キットの配布に関して1月17日に反対の意を表明し、5月25日にカトリック信者の議員たちと共闘し政府に対して中止するよう圧力をかけ、5月31日に対策を話し合う会合を開催した。7月7日には、「家族を守る超党派議員団」(Frente Parlamentar Mista em Defesa da Família)や福音派教会NGO<sup>622</sup>とともに全国集会を開催し、同性愛嫌悪を含むさまざまなテーマについて議論した。

ゲイ・キットを用いた LGBT 教育の実施は最終的に2011年5月, ルセフ大統領の拒否権行使により実現されなかった。ルセフ大統領は多様性を重視する労働者党所属であるが、 賛否両論の論争を巻き起こしたゲイ・キットを、公的な教育として自身の政権で推進するわけにはいかなかったのである。

# 第4節 国家と宗教集団の関係

本節ではまず、中絶やLGBTに関する政治的行為を積極的に行っている福音派の議員団と議員について、実質的代表性の観点からその実態をとらえる。また、国家の代表制民主主義制度である国会において、中絶やLGBTに異議を唱える行為がおもに福音派議員により行われる一方、草の根レベルではどのような活動が行われているかを把握すべく、宗教関係者へのインタビュー調査の結果をまとめる。

#### 1. 国会における関係

#### (1) キリスト教徒の議員団

ブラジルの国会における議員団<sup>48</sup>は、特定のテーマに関する法案を成立させるべく超党派の議員で結成される結社である。国会業務の妨げや雇用などの費用発生がないかぎり、議員団は国会内の施設を利用して独自の活動を行うことができる。議員団として登録するには、立法府議員数の3分の1(下院議員513名、上院議員81名であるので合計198名)以上の参加が必要となる。

福音派議員団<sup>64</sup>は、2003年10月に任意団体として結成され、2005年に正式に議員団として登録された。結成時のメンバーは58人で、創設者が所属していた「神のアセンブリー教会」(Igreja Assembléia de Deus)が23人で最も多く、そのほかにはバチスタ教会(Igrejas Batistas)やユニバーサル教会(Universal)などであった。これらの福音派諸教会には、近年ブラジルで設立され勢力を拡大したものが多く、20世紀初頭に米国で創設された後ブラジルに伝道され広まったものもある(乗 1998; 山田 2013; Hartch 2014)。

同議員団は異なる政党の福音派信者により創設されたが、倫理、人類の生、宗教の自由、公正で平等な社会の擁護に関して共通の価値観を有する。そのため結成当時から、家族のより多様な形態を認める2003年の新民法典(Novo

Código Civil)や,遺伝子組み換え大豆の流通を促進する2005年の生物安全法 (Lei de Biossegurança) などの新たな法案制定に際して,自らの宗教的な価値 観や教えから反対の活動を積極的に行った(福音派議員団サイト)。福音派議 員団の定款には,「家族や人類の生の保護にかかわる政府の政策やプログラムを憂慮し監視する国会議員の集まり」と記載されている。また,公共政策の策定に際して,「神の目的および神の言葉と一致する自らの意志により,国会で存する関連職務から立法プロセスに影響を与える」と明記されている。

このような宗教と関連した政治活動の実践に同意する福音派信者による議員団には、2016年1月時点で、下院議員199名、上院議員4名が参加している(下院議会サイト)。そして福音派議員団に所属する議員は、連邦下院議員と一部の上院議員を選出する総選挙において、2006年に36議員、2010年に76議員、2014年に78議員が当選・再選している(DIAP 各年版)。このような福音派議員団に所属する議員数の増加は、実質的な代表性の分析アプローチから後説するように、福音派教会という市民社会組織の国会における影響力の増大を表している。信者の割合が国民の約2割と考えられる福音派が(図6-2)、国会議員の3分の1以上を占める勢力となっていることは注目に値しよう。とくに、2014年の選挙の当選者78名のうち、後説するフェリシアーノ牧師議員とカンポス議員が所属する「神のアセンブリー教会」が27名と最も多く、つぎにユニバーサル教会の13名、バチスタ教会の11名となっており(DIAP 2014, 107-109)、議員団の主要な宗派は結成当初から変化していない。

また2015年3月には、カトリック議員団<sup>60</sup>が、宗派に関係なくカトリック 教徒である下院議員213名、上院議員5名により創設された。その定款によ ると、ローマ・カトリック教会が擁護する原理、倫理、モラル、教えを守る ことを目的としている。同議員団は、カトリック教会はブラジル国民の形成 に大きく関与し、社会のすべての分野で重要なかかわりをもっており、ブラ ジルは過去だけでなく未来もカトリック教会に大きく負っていると認識して いる。そして、市民の法律を策定する議員として、神聖な聖書を崇め、神の 法が破られていないかを監視するため、カトリック教会の議員団を設立した とされる。議員団のメンバーとして、ブラジル全国司教協議会(以下、司教協議会。Conferência Nacional dos Bispos do Brasil: CNBB)主催のミサに最低でも毎月1回、参加することが義務づけられている。また、司教協議会の利益にそうよう国会で職務を遂行することが求められており、全国レベルのカトリック教の宗教集団である司教協議会との関係が明記されている。

### (2) リーダー的議員

近年の福音派議員団の政治的行為の活発化は、同議員団の中心人物が政治的に重要なポストについたことが影響している。とくに最近では、法案を多く提出しているフェリシアーノ牧師議員が2013年、下院人権マイノリティ委員会委員長に選出され、2015年にカンポス議員が福音派議員団の団長に選ばれている。また2015年には、超党派の議員で構成される同議員団の支持を受けたクーニャ議員が、政府の連立与党所属<sup>660</sup>であるにもかかわらず下院議長選挙に反政権側の候補として出馬し、与党労働者党が推薦する候補を破り、審議する法案の優先を決める権限のある下院議長に当選した。

フェリシアーノ牧師議員は、中絶や LGBT に反対の意を公言しているため、下院人権マイノリティ委員会委員長に選出された際、激しい抗議行動に遭った崎。同議員は「神のアセンブリー教会」系の福音派教会を自ら主宰し、同協会関連のテレビ、ラジオ、出版社などの媒体を有する宗教集団の経営者である崎。このようなメディアを利用した宣教活動や信者獲得は、福音派教会の特徴のひとつとされる(山田 2013)。フェリシアーノ牧師議員が選挙で福音派信者からの強い支持により当選したことは、メディアのインタビューで同議員自身が認めるなど自他ともに認知されている崎。また、同議員の中絶や LGBT に反対する政治的な行為に対して、2013年の「神のアセンブリー教会」全国大会で大半の牧師が支持を表明している崎。したがってフェリシアーノ牧師議員は、国会における福音派信者の代表者として期待されていると考えられる。

また、カンポス議員は1973年に福音派「神のアセンブリー教会」に改宗し、

1980年に助祭(Diácono), 1988年に長老(Presbítero), 1989年に福音伝道者(Evangelista), 1996年に副牧師(Pastor Auxiliar)になっている。同議員は、「神のアセンブリー教会」だけでなくさまざまな福音派の教会から選挙の際に支持を獲得していることから、地方ではなく国政にかかわり続ける意向を表明している。また同議員は、反中絶の抗議デモを教会とともに実施したり、LGBTをめぐる法改正の審議が進むなか教会のリーダーや議員を緊急招集し対策会議を開催したりするなど、教会との強いつながりをもちながら政治活動を行っている。そして、このような具体的な情報を自身の公式サイト<sup>651</sup>で自ら発信している。これらの経歴、選挙での信者からの支持、教会とのつながりから、フェリシアーノ牧師議員とカンポス議員が、自身の福音派の宗教集団、または、福音派全体という市民社会組織を代表するかたちで、国会で政治的行為を行っている議員であることが理解できよう。

### (3) 実質的代表性

このような福音派議員団をはじめとする宗教集団の政治的行為について、国会で人権と市民権に関する顧問(consultor legislativo)を務め、ブラジリア大学で宗教を研究しているサントス(Eurico dos Santos)教授は次のように述べている<sup>522</sup>。

「近年、福音派教会は代表制民主主義の制度を活用し、自らの団体を代表するよう選挙に出馬させていて、実際に当選して議員になる人が増えています。彼らは民主的な方法により国会での政治的影響力を強めていて、福音派議員団はその最たるものといえます。福音派の議員たちは中絶やLGBTなどに激しく反対したり、自身の宗教的価値観に合致するような法案を提出したりしています。

(中略)

ブラジルは公式には政教分離の国家ですが、カトリック教会はその長い歴史から、ブラジルの社会、人々の生活や考え方に深く浸透していま

す。そのため、カトリック教会の教えや存在はブラジルで半ば自然なこと、当たり前のこととして受け止められています。カトリック教会や信者は、福音派と比べて政治的な活動は活発ではありませんが、ブラジルで中絶に反対意見が多いのはカトリックの影響が強いからです。」

サントス教授は、国会の現場で宗教関係者の政治的行為とかかわりをもち、 実際に発生する諸問題について専門家として相談に当たっている。また同教 授は、国会のある首都ブラジリアにおいて、宗教的な価値観や教えが女性や 同性愛をめぐる政治社会的な規範に影響を及ぼしているとする研究を発表し ている (Santos 2000)。 国会で政治的行為を行っている福音派議員たちが自 身の所属する宗教集団の実質的な代表であるか、またはその代表性が高いか 否かは、前説したキリスト教系議員団の設立目的や概要、リーダー的議員の 経歴、選挙での信者からの支持、教会とのつながり、そして、これら議員た ちの組織および個人的な政治行為を分析することで判断できよう。サントス 教授の発言は、本事例に関する分析の判断を補強するものだといえよう。ま た、カトリック教会は同教授が述べるように、ブラジルの社会や人々にとっ て所与の存在であるが故に政治的に顕在化していなかった。しかし、2015年 に国会でカトリック議員団が結成されており、民主主義の定着とともに希薄 化していた国家との関係性を、再び強めようとする試みのひとつといえよう。 国家の政策策定機関である国会において福音派教徒の議員たちは、近年の ブラジルで増加する福音派の信者数や勢力を客観的に反映し.その特性や傾

ブラジルで増加する福音派の信者数や勢力を客観的に反映し、その特性や傾向などの情報を政治に提供する記述的代表になりつつある。そして、フェリシアーノ議員などの象徴的代表であるリーダー的議員を中心に、宗教的な価値観や教えにそう法案を提出し、議員団を結成し集団として政治的圧力をかけ、自身たちが所属する宗教集団の代行としての代表にふさわしい活発な活動を行っている。また、政党との結びつきが強い労組などと異なり(Collier and Handlin 2009)、キリスト教系の議員団は超党派であり特定の政党との関連性が強くない。つまりキリスト教系の議員団は、政党政治的な観点からで

はなく、宗教集団の利益を国政に反映させ、自身の宗教的な価値観や教えを 社会に浸透させようと行為を行っている。したがってこれらの議員団は、ブ ラジルのキリスト教系宗教集団を実質的に代表する集団であり、自らの利益 を政治社会へ反映させようとする「影響の政治」を実践しているといえよう。

#### 2. 草の根レベルにおける関係

前項までにおいて、国会での福音派教徒の議員などによる政治的行為を理解することができた。一方、冒頭で述べたように本章では、利害アリーナの異なる草の根レベルでどのような利益が存在するのかにも関心を寄せる。そのため本項では、ブラジル最大の都市サンパウロで筆者が宗教関係者に行った、中絶と LGBT をはじめとする草の根的な活動に関するインタビュー調査をまとめる。

### 【A 牧師】<sup>(53)</sup>

サンパウロ市中心部に位置する福音派教会の牧師。サンパウロのLGBT サイト<sup>54</sup>ではキリスト教系の教会が六つ紹介されているが、A 牧師の教会も 含めすべて福音派である。

「カトリック教会とちがい福音派は階層的でなく、信者が神と直接結ばれています。大半の福音派教会は LGBT に反対ですが、福音派のなかにもさまざまな宗派があり、それぞれの教会が独立しています。ですから、多くの福音派教会とは異なり、われわれは LGBT の人々や家族、このような問題を抱えているすべての人たちのための教会なのです。(中略) 2001年にサンパウロ州では反同性愛嫌悪の州法案<sup>550</sup>が提出されましたが、われわれが支持運動を活発に行ったことで、2010年に同法案は制定されました。同州法制定を記念したポスターには、支持運動を行った中心人物の1人として私の写真が載っています。

## 【B 神父】<sup>56</sup>

サンパウロ市北西部に位置するカトリック教会の牧師。B 神父の教区は貧困層が多く居住する周辺地区であり、貧者救済をはじめとする教会の草の根活動の歴史が長い。

「カトリック教会としては中絶や LGBT を認めていません。ですが、もしこれらの問題で悩んでいる人が私の教会を訪ねてきたら、私はまず話を聞きます。そして、その人の相談に乗ります。中絶や LGBT の問題で苦しんでいる人を見捨てるようなことはしません。私の教会は悩めるすべての人々を受け入れています。(中略) 私のようにカトリック教会の公式な見解と異なる活動を行っている神父は、サンパウロ州に所属している神父全体のなかで20%くらいかと思います。私たちのような神父は少数派ですが、ローマ教皇がリベラルなフランシスコ教皇になった影響もあり、地道ながら活動を行っています。(中略) 私の教会は宗教的な活動はもちろんですが、貧しい地域に根差した慈善や社会福祉的な活動を多く行っています。とくに子供たちを対象とした活動に力を入れています。|

# 【C 神父】<sup>57</sup>

サンパウロ市東部に位置するカトリック教会の神父。通常,ひとつの教区に神父がとどまるのは5年前後だが,B神父は約40年にわたり貧困層が多く居住する現在の教区で宣教や慈善活動を行っており,サンパウロ市内外で著名な神父である。

「B神父がいうように、われわれのような急進的で自由な活動を行っている神父は全体の20%くらいでしょう。中絶であれLGBTであれ問題を抱えた人々のため、私はこの貧しい人が多く住む地区で長年にわたり闘っているのです。(中略)カトリック教会の数はさほど増えていません。中絶やLGBTなど社会のなかで現実に存在する問題をカトリック教会は認めようとしないのです。教会自身も抱えている問題にもかかわらず。それに比べて福音派教会の数は、都市の貧しい周辺地区においてものすごい勢いで増えてい

ます。(中略) 私たちはサンパウロでもとくに貧しいこの東部地域でさまざまな活動を行っています。最近この教会の隣に、地域の高齢者の支援を目的にご老人の憩いのための施設を教会の支援で建設しました。」

### 【Dカトリック教信者活動家】<sup>58</sup>

サンパウロ市中心部に事務所のある「決定する権利のための女性カトリック教徒」(Católicas pelo Direito de Decidir) という団体の理事。同団体のサイト<sup>558</sup>には、フェミニズムや性の多様性に基づく合法的な中絶やレズビアンの容認など、カトリック教会の公式な見解とは相容れない主張が多く掲載されている。

「私たちは、家族やセクシュアリティを決める権利は女性自身や個人がもっているはずであり、カトリック教会が決めることではないと考えています。私たちはフェミニズムだけでなく LGBT の立場にも立っていますが、こうした私たちの活動に対してカトリック教会は圧力をかけてきました。でも、私たちの聖書の解釈では、中絶や LGBT もカトリック教徒として受け入れられると理解しています。(中略)大学入試の小論文でフェミニズムやLGBT が取り上げられましたが<sup>600</sup>、その直後、私たちはマスコミからの取材や講演会の依頼を多く受けました。入試問題にこういった問題が取り上げられるということは、政府は現実をちゃんと理解しているということなのです。そして、関連する取材や講演の依頼が多くあったことは、カトリック教徒であり市民である私たちの活動が社会から求められている証拠だといえます。

# 【E 草の根教会活動家】<sup>61</sup>

サンパウロ市南東部に居住するカトリック教会信者であり社会運動の活動家。E氏は、カトリック教会の熱心な信者で、教会への参加や貢献度など一定の条件を満たした者だけが資格を与えられる社会活動家(Agente Social da Pastral)として、2002年から現在まで教会の草の根活動に携わっている。

「私は中絶には反対です。同性婚やセクシュアリティの多様性には以前は

反対でしたが、人権を含めた社会運動に参加するようになって、周りに LGBT の人がいたので偏見はなくなり、今は LGBT の友達もいます。(中略) 最近、私たちの教区の草の根活動は確かに以前に比べてあまり活発ではありません。その大きな理由は、神父さんが代わったことです。以前の神父さんはリベラルな考え方の人で草の根活動に熱心でしたが、今の神父さんはそうではなく、とても保守的です。教会の草の根活動は、その教区に派遣されてくる神父さんがどのような人かに大きく左右されるのです。」

これらのインタビュー調査から、国会における宗教集団の政治的な行為とは異なり、草の根レベルにおける国家とキリスト教系宗教集団の関係を理解することができる。中絶とLGBTに反対する福音派は、国会ではこれらの問題に関する法案の提出や政治行為を行うなど、国家に対する働きかけを積極化させているが、組織構造が階層的ではなくさまざまな宗派があり各宗派の独立性や自由度が高いため、草の根レベルでは一部の教会がまったく相反する活動を行っている。

カトリック教会に関しても、とくに貧困層の多い周辺地区にある一部の教会では、世俗的な社会福祉や慈善活動とともに、中絶やLGBTの問題を抱えた人々も受容し支援を行っている。また、教会の保守的な主流派の価値観や教えに反対する活動が、信者自身によって行われている。このような教会や信者は少数だが、2013年にリベラルで庶民的なフランシスコ教皇が就任した影響も言及されている。ただし、中絶やLGBTに関するカトリック教会の受容性や草の根的な活動は、教区に派遣される神父の考え方に左右されることが理解できる。また、リベラルな教会関係者は如何なる問題でも悩める人々はすべて受容するという考えから、おおむね中絶とLGBTの双方に寛容ではあるが、個人的な信念から一方には異を唱える人も存在することがわかる。

これらのインタビュー調査の結果は、政治的な利害アリーナが国会とは異なる、おもに都市の草の根レベルにおいて、宗教関係者が問題を抱えた大衆

の利益をどのように実現させようとしているかを表出している。このような利益実現の態様について、コリアとハンドリン(Collier and Handlin 2009)は「都市大衆利益レジーム」(urban popular interest regime)を唱えている。コリアとハンドリンは、20世紀後半の民主化の第三の波や国際的な経済再編により、国民の大半を占める低階層の利益をめぐり、近年のラテンアメリカで市民社会組織の増殖や政治的な左傾化が起きたと認識する。このことにより、それまでの労組と政党を中心とした支配的なレジームのほかに、都市部のコミュニティ密着型結社(community-based associations)を基盤とする「都市大衆利益レジーム」が新たに登場したと論じる。そして、それまでのレジームが政党との結びつきの強い労組を中心とした中央集権的、特権的、全国的であったのに対し、新しいレジームはネットワーク的で水平的なことや、政党の果たす役割が小さい点などを特徴として指摘する。

国会においては、おもに福音派議員団が中絶やLGBTをめぐる政治行為を活発化させ、国家への影響力を強めている。一方で本インタビュー調査から、草の根レベルにおいて、中絶やLGBTという社会的規範や政治的文化を主題化する国家に対して、一部のキリスト教関係者がラテンアメリカの新たな都市大衆の利益に基づき、主流派の宗教集団とは異なる関係を国家とのあいだで構築している態様が理解できる。

# おわりに

本章では、ブラジルにおける国家とキリスト教系宗教集団の関係が近年どのようになっているかについて、同国で政治的に争点化する「中絶」と「LGBT」というふたつの問題に焦点を当て、その態様を明らかにすることを試みた。

国会における関係に関して、おもに福音派の議員団および議員が、「人間の再生産」や「家族のあり方」をめぐる自らの宗教的な価値観や教えに基づ

き、自らの利益を政治に反映させるべく、政治的な行為を活発化させていることがわかった。近年の福音派の議員数および議員団は増加傾向にあり、本章で示した例外的な事例はあるが、ブラジルの福音派教徒の全体的な特性や傾向などの情報を政治に提供している点から、福音派の宗教集団を記述的に代表しているといえよう。またリーダー的議員は、法案の提出や活発な政治的行為の点で信者を象徴的に代表し、国会で自身の宗教集団の利益を代行している現状を理解できた。つまり、実質的な代表ととらえることができる、またはその代表性の高いといえる福音派の議員たちが、国家レベルの代表民主主義制度である国会の政策策定プロセスに自らの宗教的価値観に基づく言説を持ち込み、自らの利益を政治社会へ反映させようと「影響の政治」を実践しているのである。2015年、カトリック教会も自らの議員団を正式に結成させている。したがって近年のブラジルにおいて、キリスト教系の宗教集団は国家の代表制民主主義である国会に代表者を送り、そこでの言説プロセスに影響を与えることで、政治社会のアクターに規範を変えるような影響を強めているといえよう。

このような国会における国家と宗教集団の関係は、本章の冒頭で提示した 仮説的な見解とほぼ合致する。その見解とは、中絶やLGBTという問題が 表面化したことで、市民社会組織であるキリスト教系の宗教集団が、民主主 義の定着により一時は関係性を希薄にしていた国家に対して、宗教的な価値 観や教えに基づく自らの利益を政治や社会に反映させるような関係を構築し ているのではないか、というものであった。とくにこの傾向は福音派の宗教 集団に顕著であり、その影響力の強さを象徴することとして、本章で分析し た国会での政治行為に加え、ブラジルの大都市圏で近年建設されている巨大 な教会が挙げられる。宮殿のような教会の落成式などには、福音派が招待し た有力な政治家がこぞって参列しており、国家や政治との関係性の深さを象 徴している。

ただし、本章では国会における関係に加え、草の根レベルにおける関係にも着目した。なぜなら、社会的規範を主題化する国会に対して宗教集団は自

己利益を反映させようとするが、その態様が別レベルの政治的な利害アリーナで異なると考えるとともに、多様な草の根的な活動が先行研究で指摘されているからである。

実際、サンパウロで行ったインタビュー調査では、一部の教会や信者が中絶やLGBTという問題に、直接または間接的にかかわる活動を行っていることがわかった。軍政期に民主化の拠点となった教会の草の根的な活動は、民主主義の定着により衰退傾向にある。しかし、とくに都市周辺部の貧困層が多く居住する地区では、より世俗色の強い社会福祉や慈善的な活動が行われ、その対象には中絶やLGBTの問題で苦しんでいる人々が含まれることもある。カトリック教会が公式には認めず、福音派議員団が国会で公然と反発している問題であっても、それらも含む大衆の利益を実現すべく、おもに都市部においてコミュニティ密着型の教会やそこで独自の活動を行う信者も少数派だが確認することができた。つまり、国会においては実質的な代表である宗教集団が、自らの宗教的な利益を社会的規範に反映させようと国家に対して政治的行為を活発化している。しかし、それとは異なり草の根レベルでは、おもに都市に集中している大衆の利益も、国家が形成する社会的規範に反映させようと、国会における関係とは異なる活動を行っている宗教集団や信者が存在するのである。

近年のブラジルでは、間接的な代表制民主主義だけでなく直接的な参加型民主主義の定着も進んでいる。それとともに、福音派をはじめとするキリスト教系の宗教集団が、国家の代表制民主主義の頂点である国会において、中絶やLGBTという表面化した問題に反対する政治的行為を活発化させている。宗教集団を含む市民社会組織の政治参加の増大について、多くの先行研究が参加型民主主義に注目されている。しかし序章が指摘するように、代表制民主主義の政治過程における市民社会組織による利益表出の態様を明らかにし、国家との関係性を考察した点が、本研究の知見のひとつだといえよう。ただし、一部であるが都市の草の根レベルにおいて、これらの問題を抱える人々の利益も実現すべく活動する教会や信者も存在する。

中絶やLGBTをめぐる宗教関係者や為政者による国会での政治行為,および,草の根的な活動は、多くの国民の意識とともに社会的規範や政治的文化に影響を及ぼしている。市民社会組織である宗教集団は、自らの宗教的な価値観や教えに反する中絶やLGBTという問題に関して、自らの利益を実現すべく政治的な行為や活動を活発化させ、これらに関する政策や規範を形成する国家・政府との関係性を強めている。その利益とは、国会という国家レベルの代表制民主主義制度のアリーナでは、実質的な代表性の高い議員を介した宗教集団の宗教的な価値観や教えに基づく利益だといえる。ただし、同一ととらえることができる宗教集団の一部を介してではあるが、草の根レベルには都市に集中する大衆の利益も含まれることがわかった。

近年のブラジルにおいて、キリスト教系の宗教集団が中絶やLGBTという問題をめぐる行為を積極化させたことで、これらの問題の是非や方向性とは別に、国家と市民社会における議論や活動が国会や草の根レベルで活発化し、双方の相互作用を深めているといえる。本章は宗教集団に関して、代表性の高い議員の国家レベルでの政治的行為に主眼をおいたが、最後に論じた草の根レベルの行為について、社会集団としてのキリスト教系宗教の変化やその政治経済的な背景の究明には至らなかった。これらの点を今後の研究課題として挙げることができよう。

[注] —

- (1) 宗教の組織に関しては、特定の共通な価値観やアイデンティティに基づくとともに、登記などの有無も重視する「団体」と称する場合もある。しかし、本章は国家レベルに主眼をおきつつも草の根レベルの利害アリーナに着目し、広義では同一とも認識される組織の異なる行為にも注目する。そのため本章では、組織の機能や形態の多様性も含意する「社会集団」という意味をもたせるべく「宗教集団」と称する。
- (2) カトリック教会にはローマ・カトリック教会と東方教会がある。ただし、ブラジルが過去に国教としていた宗教はローマ・カトリックである。また、同国の人口センサスなどの統計調査における「カトリック教徒」は「ローマ・カトリック教徒」を意味し、2010年時点の信者教も前者の約123万人に対し、

後者は約13万人と僅かである(IBGE)。さらに、軍政期からブラジルの民主 化に対して影響が強かったのはローマ・カトリック教会である。そのため、 本章で取り上げる「カトリック教」とは、過去にブラジルの国教であり、宗 教信者の大半を占め、民主化を含め社会に大きな影響力をもってきた「ローマ・カトリック教」を意味する。

- (3) 1815~1822年は独立前のポルトガル・ブラジルおよびアルガルヴェ連合王国。
- (4) 「キリスト教基礎共同体」(Comunidades Eclesiais da Base: CEBs) と呼ばれ、 軍政期には民主化活動への支援を行ったが、通常は人権擁護や貧者救済のための活動を行っているため、貧困層が多く居住する都市周辺部を中心に存在する。
- (5) 福音派を含むキリスト教の宗派の詳細については,乗 (1998),山田 (2013), Hartch (2014) などが詳説している。
- (6) LGBTとは、女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性別越境者など (Transgender) の頭字語の略語で、多様なセクシュアリティを意味する。
- (7) コロル (Fernando Mello de Collor) 大統領 (当時)。
- (8) もう1人は Marina Silva 候補。現在は自らの政党の党首。
- (9) 基本的規則不履行非難(Arguição de Descumprimento de Preceito Fundamental: ADPF)54号。
- (10) 下院議会の法案検索サイトにおいて、2012年に議会に提出された法案を「無脳症 | (anencefalia) と「中絶 | (aborto) で検索し、その内容を照査した結果。
- (11) 立法府命令案 (Projeto de Decreto Legislativo: PDC) 565号。
- (12) ジンバルジ(Salvador Zimbaldi)議員。下院議会サイトの経歴データから、 同議員は2011年に「生命を守る超党派議員団:中絶に反対」(Frente Parlamentar Mista em Defesa da Vida - Contra o Aborto)の団長を務めたことがあるた め、宗教より自身の価値観から同法案の共同提出者になったと推測される。
- (13) 立法府命令案 (PDC) 566号。
- (14) 情報請求 (Requerimento de Informação: RIC) 2476号。
- (15) 下院議会のサイトに掲載される「下院議会ニュース」(Câmara Notícias)。
- (16) ブラジルでは「次の日のピル」(pílula do dia seguinte) と呼ばれるピルで、性行為の後に飲用すると避妊効果があるとされ、薬局などで購入が可能である。
- (17) 法案(Projeto de Lei: PL)5069号。
- (18) その他の議員は、シルヴェストリ (Isaias Silvestre)、モウラ (Andre Moura)、オリヴェイラ (Arolde de Oliveira)、サー (Arnaldo Faria de Sá)、アウレロ (Aureo)、ポルテラ (Lincoln Portela)、ロジェリオ (Marcos Rogério)。

- (19) 本名は Máriton Benedito de Holanda。
- 20) トン神父の選挙区であるロンドニア州の新聞(Diário da Amazônia, 2015年7月10日付)によると、トン神父は司祭職にあったが、聖職者と政治家の兼職を認めないカトリック教会の方針により、司祭職を停止させられた。
- (21) 前者がリンニャーレス (José Linhares) 議員, 後者がダード (João Dado) 議員。
- 22) 原文は「Frente Católica Nacional」で、前述のカトリック議員団と関連していると思われるが、同議員団の正式な設立は本発言の2年後の2015年である。
- (23) カッコ内は筆者補足。
- (24) 注(16)の「次の日のピル」(pílula do dia seguinte) を意味する。
- 25) ポルトガル語の正式名は Comissão Diocesana em Defesa da Vida da Diocese de Taubaté で、サンパウロ州タウバテ(Taubaté)市の司教区にある中絶に反対する福音派教会の団体。同様の団体は全国各地の司教区に存在する。
- (26) 主催者側の発表では、2011年のパレード参加者が過去最多の400万人に達したとされる。
- ②7) 現在の正式名は「LGBT 差別撲滅国家審議会」(Conselho Nacional de Combate à Discriminação de LGBT)。
- 28) 違憲直接行為(Ação Direta de Inconstitucionalidade: ADI)4277号。
- (29) 基本的規則不履行非難(ADPF) 132号。
- (30) 下院議員の法案検索サイトにおいて、2011年に議会に提出された法案を「ホモセクシュアル」(homossexual)で検索し、その内容を照査した結果。
- (31) 法案 (PL) 1411号。
- (32) 立法府命令案 (PDC) 224号。
- (33) 立法府命令案 (PDC) 232号。
- 34) 要求 (Requerimento: REQ) 88号。
- (35) 立法府命令案 (PDC) 495号。
- (36) 立法府命令案 (PDC) 521号。
- (37) ゴイアス州のケース。
- 38) 判決(Resolução)175号。
- (39) 立法府命令案 (PDC) 234号。
- (40) 法案 (PL) 122号。
- (41) 情報請求 (RIC) 26号。
- (42) 「社会政治行動の全国福音派フォーラム」(Fórum Evangélico Nacional de Ação Social e Política)。
- (43) 正式名は議員前線 (Frente Parlamentar) だが、通称として議員団 (Bancada) と呼ばれることが多い。
- (44) 通称 (Bancada Evangélica) であり、正式名は国会の福音派議員前線 (Frente

Parlamentar Evangélica do Congresso Nacional) o

- (45) 正式名は「ローマ・カトリック超宗派教徒議員前線」(Frente Parlamentar Mista Católica Apostólica Romana)。下院議会サイトによる2016年1月時点の参加者は、下院議員214名、上院議員5名。
- (46) ブラジル民主運動党(Partido do Movimento Democrático Brasileiro: PMDB)で、労働者党のルセフ政権にとって連立を組む最大の政党であり、副大統領も同党所属であった。
- (47) 2013年3月7日付の下院議会サイトの公式ニュース。
- (48) 同議員自身の公式サイト。http://marcofeliciano2010.com.br/ (2016. 1. 8 アクセス)
- (49) BAND.com.br, 2015年8月31日。http://noticias.band.uol.com.br/brasil/noticia/100000769198/feliciano-promete-manter-parada-gay-se-chegar-a-prefeitura-desp.html(2016.4.18アクセス)
- (50) Folha de São Paulo 紙, 2013年4月9日付。http://www1.folha.uol.com.br/poder/2013/04/1260007-feliciano-recebe-mocao-de-apoio-de-colegas-pastores.shtml (2016.4.18アクセス)
- (51) http://www.joaocampos.com.br/ (2016. 1. 8 アクセス)
- (52) 2016年11月6日にブラジリア大学で行った筆者によるインタビュー。
- 53) 2016年11月12日にサンパウロ市の A 牧師の教会で行った筆者によるインタビュー。
- 54 http://www.guiagaysaopaulo.com.br/1/r--igrejas--20--guia-gay-sao-paulo.htm (2016.1.8. アクセス)
- (55) 州法10948/2001号。セクシュアリティをもとにした差別行為に対して罰則を 適用するサンパウロ州の法律。
- 56) 2016年11月11日にサンパウロ市の B 神父の教会で行った筆者によるインタビュー。
- (57) 2016年11月13日にサンパウロ市の C 神父の教会で行った筆者によるインタビュー。
- 58) 2016年11月13日にサンパウロ市の「決定する権利のための女性カトリック 教徒 | 事務所で行った筆者によるインタビュー。
- (59) http://catolicas.org.br/ (2016. 1. 8. アクセス)
- 60) 日本の大学センター試験に相当するもので、2013年に同性婚、2015年に女性の解放を訴えたフランス人作家シモーヌ・ド・ボーヴォワールが取り上げられた。
- (61) 2016年11月11日にサンパウロ市のE氏の自宅で行った筆者によるインタビュー。
- (62) このような活動を含むカトリック教会の新たな動きは、「カトリック・カリ

スマ刷新運動」(Renovação Carismática Católica) と呼ばれている (山田 2013)。

## [参考文献]

#### <日本語文献>

- 近田亮平 2010. 「ブラジル大統領選挙とルーラ主義」『ラテンメリカ・レポート』 27 (2) 12月 2-14.
- ベリイマン,フィリップ 1985.「解放の神学と草の根教会――キリスト教基礎共同体とラテンアメリカの未来―― | 『新日本文学』40(11):29-40.
- 対方周一郎 2009. 「ブラジルにおける難民保護政策の形成──国際人権規範の国内受容と多元化する政策決定過程──」(ラテンアメリカ研究 No.33) 上智大学イベロアメリカ研究所。
- 三田千代子 1991. 「岐路に立つブラジルのカトリック教会」『ラテンアメリカ・レポート』8(3)9月 11-19.
- 山岡龍一 2006. 「政治におけるアカウンタビリティ――代表, 責任, 熟議デモクラシー―― | 『早稲田政治経済学雑誌』 (364): 20-33.
- 山田政信 2013-2014.「新宗教のブラジル伝道 キリスト教の変容」①~⑬ 『グローカル天理』(164) (175).
- 乗浩子 1998. 『宗教と政治変動――ラテンアメリカのカトリック教会を中心に ――』有信堂高文社.

#### <外国語文献>

- Burdick, John, and W. E. Hewitt, ed. 2000. *The Church at the Grassroots in Latin America: Perspectives on Thirty Years of Activism*. Westport: Praeger.
- Cohen, Jean L., and Andrew Arato 1992. Civil Society and Political Theory. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Collier, Ruth Berins, and Samuel Handlin, ed. 2009. Reorganizing Popular Politics: Participation and the New Interest Regime in Latin America. University Park: Pennsylvania State University Press.
- Datafolha 2013. "Opinião pública: religião." São Paulo: Datafolha.
- DIAP (Departamento Intersindical de Assessoria Parlamentar) 2002–2014 [Each edition] *Radiografia do novo congresso*. Brasília: DIAP.

- Hartch, Todo 2014. The Rebirth of Latin American Christianity. New York: Oxford University Press.
- Hochstetler, Kathryn 2008. "Organized Civil Society in Lula's Brazil," In Democratic Brazil Revisited, edited by Peter R. Kingstone and Timothy J. Power. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 33-53.
- Linz, Juan J., and Alfred Stepan 1996. Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Mello, Luiz, Rezende B. de Avelar e Daniela Maroja 2012. "Por onde andam as políticas públicas para a população LGBT no Brasil." Revista Sociedade e Estado 27(2): 289-312.
- Pitanguy, Jacqueline 2011. "Mulheres, constituinte e constituição.", In Redistribuição, reconhecimento e representação: diálogos sobre igualdade de gênero, edited by Maria A. Abreu, Brasília: IPEA, 17-45.
- Pitkin, Hanna Fenichel 1967. The Concept of Representation. Berkeley: University of California Press.
- Romano, Roberto 1979. Brasil: igreja contra estado: crítica ao populismo católico. São Paulo: Kairós Livraria e Editora Ltda.
- Santos, Eurico A. G. Cursino dos 2000. "Política e magia (na cultura brasileira e) no Distrito Federal." In Política e Valores, edited by Caetano E. P. de Araújo et.al. Brasília: Editora UnB, 87-115.
- Sinner, Rudolf von 2012. The Churches and Democracy in Brazil: Towards a Public Theology Focused on Citizenship. Eugene: Wipf and Stock.
- Souza, Valdomiro José de 2009. "O aborto no Brasil: um resgate das concepções morais católicas em constraposição aos grupos pró-aborto." Revista Brasileira de História das Religiões 1(3): 1-13.

#### <ウェブページ>

Câmara dos Deputados (下院議会) . http://www2.camara.leg.br/

- Frente Parlamentar Evangélica do Congresso Nacional (福音派議員団). http://www.fpebrasil.com.br/portal/
- IBGE (Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística) Séries históricas estatísticas. http://seriesestatisticas.ibge.gov.br/